令和８年 11 月 24 日

報道機関　各位

山形県みらい企画創造部市町村課

第 79 回山形県固定資産評価審議会の開催について

標記審議会を下記により開催しますのでお知らせします。

記

１　日　　時　　令和８年 11 月 27 日（金）　13 時 30 分から

２　場　　所　　県庁６階　選挙管理委員室

３　審議内容

固定資産（土地）に係る令和９年度基準地価格について

４　そ の 他

当審議会は、その性格上、審議を非公開としており、取材は冒頭のみとさせていただきます。

なお、審議の結果につきましては、審議終了後に、再度プレスリリースさせていただきます。

〈参考〉

（１）固定資産評価審議会は、地方税法第 401 条の２に基づき、道府県知事が定める固定資産評価基準の細目に関すること等を審議する機関であり、学識経験者（税理士、司法書士等）と国・地方の行政機関職員の委員 10 名で構成されております。

（２）基準地価格とは、状況の類似する地区ごとに、標準的な土地として市町村が選定した田・畑・宅地・山林のうち、最高価格地点（田・畑・山林においては上級の地点）です。

担当
みらい企画創造部市町村課
課長補佐　黄木
TEL：023-630-3268

広報監
みらい企画創造部交通機能強化・DX 推進監（兼）次長　佐藤